

平成 26 年 5 月 21 日

証券会員制法人 札幌証券取引所による
パブリックコメント（意見提出手続）実施について

本所は、売買単位の統一に向けた上場制度の見直しに係る「株券上場審査基準」等の一部改正を行います。

概要は次のとおりです。

「売買単位の統一に向けた上場制度の見直しに係る「株券上場審査基準」等の一部改正について」（別紙参照）

ご意見等は、住所・氏名・会社名等ご連絡先を明記の上、下記要領にて平成 26 年 6 月 4 日（水）までに提出して下さい。

公表資料は、本所ホームページ(<http://www.sse.or.jp/>)において掲載しているほか、下記意見提出先においても配布しております。

記

1. 意見提出期限

平成 26 年 6 月 4 日（水）

2. 提出方法

郵送、ファクシミリ

3. 宛 先

住 所：〒060-0061 札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 14 番地の 1

証券会員制法人 札幌証券取引所 自主規制部

F A X：0 1 1－2 5 1－0 8 4 0

4. 意見等処理方法

平成 26 年 6 月 4 日（水）以降、ホームページに掲載いたします。

以 上

売買単位の統一に向けた上場制度の見直しに係る株券上場審査基準等の一部改正について

平成26年 5月21日

証券会員制法人 札幌証券取引所

I. 趣旨

本所では、平成19年に全国証券取引所名で公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、市場利用者の利便性向上の観点から、株券の売買単位を100株に統一するための取組みを進めてまいりました。当時、8種類存在した売買単位は、この3月までに、当面の目標としていた100株と1000株の2種類への集約をほぼ完了し、100株単位の会社が全体の2/3を超えるに至っております。この間、上場会社のご理解とご協力を得るための各種取組みを進めるとともに、制度面では新規上場の要件として100株単位であることを求めてまいりましたが、今後は最終目標である100株単位への統一に向けて、上場市場の変更などの要件として100株単位であることを求めるとともに、より上場会社のご協力を得やすいよう、売買単位の引下げを容易にするため、株券上場審査基準等について所要の改正を行います。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 上場市場の変更などの際の要件の追加	<ul style="list-style-type: none">上場会社が上場市場の変更などを行う場合には、売買単位が100株単位となることを要することとします。	<ul style="list-style-type: none">新規上場については、これまで非公開会社の新規上場に限って100株単位であることを求めてきましたが、今後は既公開会社の新規上場についても100株単位であることを求めることとします。
2. 売買単位の引下げを容易にするための対応	<ul style="list-style-type: none">上場会社が100株単位への変更のため、単元株式数の変更を行う場合において、株主数の増加を抑制するために必要な範囲で同時に株式併合を行うとき、当該併合は原則として、上場廃止など実効性確保措置の対象とはならないことを明確化します。	

III. 施行日（予定）

- 平成26年7月を目途に実施します。

以上